

社会福祉法人めぐみ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	旅 費 費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	2, 5 0 0 円	支払わない

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	2, 5 0 0 円	支払わない

3 交通費の実費が必要な場合には、その実費とする。ただし、理事長の決裁を得るものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長（法人から給与等支給がある場合）が理事会及び評議員会の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、上記報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 理事（法人から給与等支給がある場合）が理事会及び評議員会の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、上記報酬及び実費弁償費は支払わない。ただし、理事が職員と兼務がない場合においては支払うことができるものとする。

3 評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、上記報酬及び実費弁償費（職員交通費と同基準）を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、上記報酬及び実費弁償費（職員交通費と同基準）を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。ただし、理事

長の決裁を得るものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	10,000円	2,500円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(その他)

第6条 この規程に該当しない場合には、理事長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

平成30年 3月 13日 評議員会承認